

2026年1月19日

### **株式交換に係る事後開示書類**

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館  
山田コンサルティンググループ株式会社  
代表取締役 増田 慶作

東京都渋谷区南平台町16番28号  
Daiwa 渋谷スクエア6階  
株式会社マナスコーポレートパートナーズ  
代表取締役 岡田 知也

山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」）と株式会社マナスコーポレートパートナーズ（以下「マナス」）とは、2025年12月18日付けで締結した株式交換契約に基づき、2026年1月19日を効力発生日として、YCGを株式交換完全親会社、マナスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行いました。

会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により本株式交換に関して開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

#### **1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条1号）**

2026年1月19日

#### **2. 株式交換完全子会社における事項（会社法施行規則第190条2号）**

##### **(1) 差止請求に係る手続の経過**

会社法第784条の2の規定による本株式交換の差止請求を行ったマナスの株主はおりませんでした。

##### **(2) 株主及び債権者に係る手続の経過**

###### **① 株式買取請求に係る手続の経過**

会社法第785条の規定に基づく請求を行ったマナスの株主はおりませんでした。

###### **② 新株予約権買取請求に係る手続の経過**

該当事項はありません。

###### **③ 債権者異議手続の経過**

該当事項はありません。

### 3. 株式交換完全親会社における事項（会社法施行規則第 190 条 3 号）

#### (1) 差止請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条 2 項本文に規定する簡易株式交換であるため、該当事項はありません。

#### (2) 株主及び債権者に係る手続の経過

##### ① 株式買取請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条 2 項本文に規定する簡易株式交換であるため、該当事項はありません。

##### ② 債権者異議手続の経過

該当事項はありません。

### 4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式数（会社法施行規則第 190 条 4 号）

500 株

### 5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条 5 号）

(1) YCG は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株主総会による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した YCG の株主はありませんでした。

(2) マナスは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 1 月 15 日開催の株主総会の決議による承認を得て本株式交換を行いました。

(3) 本株式交換により増加した YCG の資本金及び準備金の額は次のとおりです。

① 資本金の額：0 円

② 資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の規定に従い、YCG が別途定める額

③ 利益準備金の額：0 円

(4) 本株式交換に際して、YCG は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のマナスの株主に対し、その所有するマナスの株式 1 株に対して YCG の株式 153,548 株の割合をもって YCG の自己株式を割当交付しました。YCG が交付した株式の総数は 76,774 株です。

以 上